

和歌職原鈔（一）

今西，祐一郎
九州大学教授

<https://doi.org/10.15017/8978>

出版情報：文献探究. 41, pp.97-113, 2003-03-31. 文献探究の会
バージョン：
権利関係：

和歌職原鈔 (一)

今西祐一郎

『和歌職原鈔』について

『枕草子』に

位こそなほめでたきものはあれ。おなじ人ながら、大夫の君、侍従の君などきこゆる折は、いとあなづりやすきものを、中納言、大納言、大臣などになり給ひては、むげにせく方もなく、やんごとなうおぼえ給ふことのこよなきよ。

という一節があるように、官職位階の昇進こそは古来、色恋にも劣らぬ人間の重要な関心事であった。したがって、「本朝の国史、家謀、及び律令、格式等、代々の勅撰集そのほか伊勢物語、源氏物語、清少納言が枕草子、兼好が徒然草のたぐひまで、先づ彼の官職の事を究め知らずしては通曉しがたき所あり」(『和歌職原鈔』序)ということになる。

本書『和歌職原鈔』は、そのような立場から、本朝官職の概略を詠み込んだ和歌一六五首から成る。再び本書の「序」によれば、

官職の事は先づ彼の職原抄を学び知るよりよろしきはなしとぞ。しかれども職原鈔ひとりよみがたし。唯これをこゝろえんとならば先づ此の和歌職原を諳んずるにあるのみ。

そして、その和歌は、「官職の次第を且々やまことばにやはらげて、みそじひともしの哥に作り、こゝろへやすきやうにのべ」たものだという。

『和歌職原鈔』に先立つ同種のものとして、小川剛生「肥前松平文庫蔵『官職歌』『百寮和歌』—中世官職制度解説書の一変形として—」(『古典資料研究』第二号)によつて紹介された『官職和歌』がある。

この書も『職原抄』の内容を、「百首前後の和歌に翻案し、暗記・理解の便としたものである」(同論文)。その書誌、解題については小川氏論文を参照願いたい。

『官職歌』には、『和歌職原鈔』と同じ歌も含まれており(『官職歌』の二番目の歌「中務式部民部二治部兵部刑部大藏宮内八省」は『和歌

職原鈔』の最初に位置する「八省之歌」に同じ)、また、

正一位神ノ極位ニ定ムレハ人身叙スルハ皆贈位ナリ

『官職歌』三三)

正一位神の位ときくなれど人にはこれを贈位とぞいふ

『和歌職原鈔』八〇)

のように類似の歌もあつて、両者の比較検討は今後の課題である。

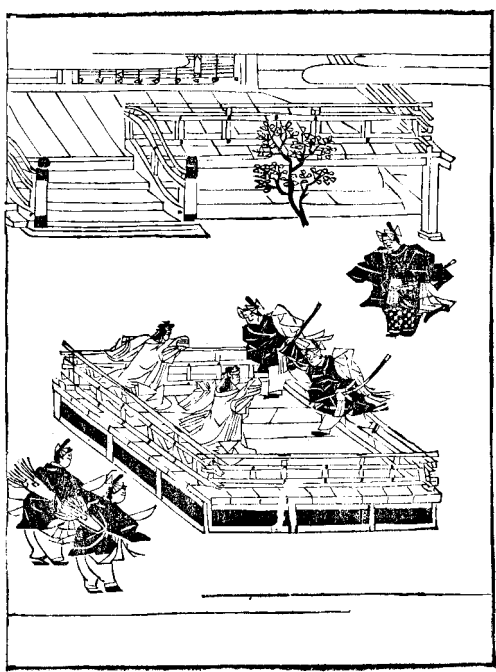
『和歌職原鈔』は貞享四年刊、半紙本八卷八冊。卷末の識語に、

和歌職原鈔三卷は晴季卿の和歌を以て註を加、追加五卷は匡房卿の次第を以て書写せしむるもの也 吉田定俊 在判

というごとく、『和歌職原鈔』はその内の三卷。余の五卷は『和歌職原鈔追加』と題して大江匡房の『江家次第』の抄出を読み下し、挿絵二十四葉を添えたものである(図版参照)。

和歌の作者「晴季卿」とは、今出川(菊亭)右大臣晴季(天文八年1539〜元和三年1617)。その事績については、松原一義「今出川晴季伝―豊臣・徳川政権交代期を生きた一人物―」(『国語と国文学』昭和五九年七月号)に詳しい。

本書の編者、吉田定俊は、江戸時代前期の神道家、『国書総目録』によれば、『大神大明神御縁起』、『三種大祓俗解』、『唯一神道俗解』



和歌職原鈔追加卷之五 正月十日
踏歌此節舎乃夏
大江匡房記云初末司上下此初末と修奉と云
月のく〇的射礼此も昔ある時建礼門と雁中
記了見たり〇外記法司と僧も〇我人内侍
下と僧と〇階下の云〇中務標と豆並に宣
命此版と登壇家此女女の前末ハ清奏イ
徹くこれと修坊家乃妓女此ハ中又春又乃
妓女各二人と僧と女一人奉法也〇我人

などの編著があるという。生没年、詳しい伝は未詳であるが、本書の序は、定俊自ら『職原抄』の講釈（「職原抄講習」）を行い、別に『職原抄諺解大成』、『本朝唐名考』の著がある旨を述べる。ただしその二書、『国書総目録』には見えない。

なお、前稿「口にては宰相とこそいふべかりけれ」で言及したように、本書と同じ和歌に注を施した『和歌職原捷徑』（久川鞆負、天明三年刊）なる一書があり、本書と同じく九州大学附属図書館に蔵される。

付記 本誌前号（四〇号）掲載の拙稿「口にては宰相とこそいふべかりけれ」において、『和歌職原抄』を紹介したところ、編集部よりその本文を掲載したい旨の申し出があったので、手許の翻字原稿を提供した。掲載に際しては、田村隆氏に原本との照合の労を煩わせ、あわせて難読箇所を教示を得た。なお九州大学本に数カ所見出される虫食い、破損等は、大庭卓也氏の配慮を得て長崎県立長崎図書館三宅文庫本によって補った。これも田村氏の労に負うものである。また、小川剛生氏の論文については、川平敏文氏より教示を得た。

和歌職原鈔 一

和歌職原鈔序

そもく本朝の国史、家謀及律、令、格、式等、代々の勅撰集そのほか伊勢物語、源氏物語、清少納言が枕草子、兼好が徒然草のたぐひまで、先彼官職の事を究知らずしては通曉しがたき所あり。官職の事は先彼職原抄を学知よりよろしきはなしとぞ。しかれども職原抄ひとりよみがたし。唯これをころろえんとならば、先此和歌職原を暗ずるにあるのみ。これを暗ずる時は則官の事手裏にありて都鄙百寮の沙汰居ながらにしてあきらむべし。寔に一唱三嘆すべきものなり。蓋和歌職原は官職の次第を且々やまとことばにやはらげてみそじひともじの哥に作り、ころろへやすきやうのべ給へば、兒童女もしりやすく、又おとなしき人も覚よくこそ待るめれ。和歌職原、はじめは四部配当の哥を挙、次に位階三十階の哥、次に任官の哥、次に位署書の哥、次に散位字の哥、次に僧官位の哥、次に諸国大上中下の哥を挙給へり。此書は菊亭右大臣晴季公の撰述にして、准后源親房朝臣の職原抄を發明し初学官に入るの次第を示し給へば、官職の指南、殆掌をさすがごとく也。然りといへ共、姉妹子姪の、哥の句詠をさへいまださとさざる者は、よむにうれふるによりて、職原抄講習のいとま時々これが抄つくりて和歌職原の抄と号して、彼等にさづけぬるものなり。童蒙のともがら職原抄にいたるの階梯にして、室に入、堂に昇るの門戸なりと心得べし。くはしき事は職原抄諺解大成、本朝唐名考等におみて申述侍るなり。ころろざしをたてん人更に問のみ。

貞享四年孟春人日

和歌職原鈔目錄

四部配当和歌集

八省之歌一首

同唐名之歌二首

同配当之歌一首

諸寮之歌二首

同唐名之歌七首

同配当之歌一首

諸職同唐名之歌三首

同配当之歌一首

諸司之歌二首

同唐名之歌五首

同配当之歌二首

衛府之歌三首

諸国配当之歌一首

助佐亮介之歌三首

雑部之歌十二首

以上四十七首

位階三十階和歌集

都合三十四首

任官和歌集

都合二十八首

已上二卷

位署書和歌集

散位字之歌六首

撰 閑散位字之歌二首

必 官在三位上二之歌五首

以上十三首

僧官位和歌集

桓武朝之歌十二首

清和朝之歌五首

後宇多院朝之歌八首

後醍醐院朝之歌四首

以上二十九首

諸国大上中下之和歌集

都合五首 付一首 以上三卷

総歌員一百六十二首

和歌職原鈔卷之一

四部配当和歌集

四部とは一長官二次官三判官四主典の四分をいふ。配当とはこれにあはせあつるをいふ。

八省之歌一首

八省は八つのつかさとよむ。此上に二官とて

神祇官太政官あり。配当此下の哥にあり。

中務。式部民部に。治部兵部。刑部大蔵。宮内八省。(一)

中務は中務省といふ官舎の名なり。此官舎は春日の坊城とい

ふ所にありしと也。和訓なかのまつりごとするつかさといふ。是は

此八の官舎の中にも取わき重職として此官に預るものは人の

重じける事也。此官に居る人は禁中の諸事内々の儀をも当省に統領

とすべつかさざるところ也。此省の官人は余の七省のよりは

みな位も一階づゝ長官次官判官主典ともに高き也。いづれも文官

にして其上帯剣の職なれば劍笏を帯して規模なることなり。され

ば令にも詔勅の通ずる所宮中の要とする所なるが故に、二官の後

に次、七省の前に居るといへり。又此省の被官もおほくあるなり。

下に見えたり。

式部は式部省といふ官舎の名なり。此官舎は朱雀門の掖にありし

と也。和訓のりのつかさといふ。此省に居る四部の人は内外文官

の事をつかさざりて、むかしは日本国中文才ある程の人の芸能を

試にえらはれて、官も位も此省より取あげて沙汰し授られし事

なりとぞ。又此省の下にも被官おほし。

民部は民部省といふ官舎の名なり。此官舎は宮城の内太政官の

南、美福の大路の南西にありしと也。和訓たみのつかさといふ。

此省に居る四部の官人は、君の政を民にほどこすに国用を量て

仁愛を以て旨とし、孝弟忠信の者までも挙用ひられしと也。されば

日本国の指図家数人員までも記し留置なり。民国の御図帳などいふ

ものも此官舎にありしとなり。又此省の被官おほし。

治部は治部省といふ官舎なり。此官舎は宮城の内神祇官の南にあ

りしと也。和訓をさむるつかさといふ。此省に居る四部の官人は

祭礼葬礼冠礼婚礼一切の礼儀をつかさざりて、天下に示すものな

り。異国人のもてなし、僧尼の上の沙汰までも此官舎より取つぎて上

へ申あぐるところなり。被官あり。

兵部は兵部省といふ官舎なり。此官舎は朱雀門の西の掖にあり。

和訓つわものゝつかさといふ。此省に居る四部の官人は軍礼兵法を

つかさざりて軍兵軍馬の武器兵器をおさめ、城隍烽火の事までも

下知し行処なり。しかれば、日本国中の武官農兵等みなこの手

に属し、官位昇進せしところなり。被官あり。

刑部は刑部省といふ官舎なり。此官舎は皇嘉門の西の掖にありし

となり。和訓うつたへさだむるつかさといふ。此省に居る四部の官

人は天下のうつたへをこはり刑罰を宛行ひもろくの訴訟の事

をつかさざり、窮鞫して罪悪をさだむるには義を用ゆべきよし見え

たり。被官あり。

大蔵は大蔵省といふ官舎なり。此官舎は宮城の内、達智門の西に

あり。和訓おほいくらのつかさといふ。此省に居る四部の官人は日

本国中の調物をつかさざりて金銀珠玉米錢布絹売買物の事までも

も知職なり。しかれば財物を出納するに節制あるべきよしの紀文

あり。被官あり。

宮内は宮内省といふ官舎なり。此官舎は宮城の内の太政官の東、

大炊寮といふの西にありしと也。和訓みやのうちのつかさといふ。

此省に居る四部の官人は諸国の調の雑物春米官田御食の産を奏宣

し、諸方の口味の事をつかさざり諸職人のうへを沙汰し神事の

熟食女中のとりさばきをも知る職なり。被官あり。
八省は已上これを八省といふことなり。省は察なり。此中に入
ものみな当に視察すべく妄にすべからざるなり。禁中を以て省中
ともいふにて知べし。八省の次第、板本の職原抄には一中務二
式部三治部四民部五兵部六刑部七大藏八宮内とあり。此和哥には
二式部三民部四治部五兵部とあり。兩本たがへりといへども
官位昇進の次第は此哥の次第と同じければ猶是を信用すべきもの
也。職原抄相伝の時も此通に習侍る事也。

八省唐名之歌二首

八省の唐名とは日本の八省に唐の六卿の
官の名をよび合するを云。

中。中書。式部は吏部。民。戸部。治部は礼部。兵部。兵部
(2)

中とは中務省の略語なり。

中書とは中務省の唐名なり。唐名といふに二通あり。誠にあな
たの官名をよぶと、又こなたにて義を以て称ずるとなり。さて
から名といふ字を音にたうめいとよむべからず。たうめいとよ、た
うみやう共よぶ時は、唐の世一編の事と聞ゆ。唐名は周、唐、秦、漢
の世の官名なれば、唐名ばかりとも不レ可レ心得。唐名の注は
本朝唐名考にくはしく記し置侍れば、いま更にとて洩しぬるなり。
式部は式部省の略なり。
吏部は式部省の唐名によぶ也。
民は民部省の略なり。
戸部は民部省の唐名によぶなり。

治部は治部省の略なり。
礼部は治部省の唐名なり。
兵部は兵部省の略なり。
兵部は漢音にへいほうとよませて兵部省の唐名とす。唐名大かた
みな漢音なり。間亦吳音にもよむなり。一概にこゝろうべからず。

刑。刑部。大藏大府。宮内こそ。工部司農。二唐名な
れ
(3)

刑は刑部省の略也。

刑部は刑部省の唐名によぶ也。

大藏は大藏省の略也。

大府は大藏省の唐名也。

宮内は宮内省の略也。

工部司農は二つながら宮内省の唐名なり。右二首は八省の唐名を明
すもの也。

八省配当之歌一首

八省配当は八省ともに長官次官判官
主典の四部配当の字を記す也。

八省の下にかく字とは、上に中務式部などありて、その下にかく
八省の。下に書字は。卿大輔。少輔丞録。四分の配当。
(4)

長官次官判官主典の字なり。
卿は長官なり。和訓かみといふ。たとへば中務卿式部卿など

いふたぐひなり。惣して八省の卿たる長官にかく字なり。長官

とはその官くわんのいのかしらにして、その職しやくの棟梁とうりやうをする人也。
長官ちやうくわんといふもの下皆しもみなこれにならへ。

大輔たいほは次官じくわんなり。和訓わくんおほいすけといふ。たとへば中務大輔なかつかきの大たいほ、式部大輔しきぶの大たいほなどいふたぐひのごとし。惣そうじて八省はつしやうの輔ほたる次官じくわんにかく字じなり。次官じくわんとは長官ちやうくわんにさしつゐで其官そのくわんの事ことをつかさどりおさむる職しやくなり。又またとなへ同じおなきとて大夫たいふの字じなど書かべからず義理ぎり各別かくべつなり。

少輔せうほも同じおなく次官じくわんなり。和訓わくんすなひすけといふ。俗ぞくにせうふの、せうゆふのとよむ、非ひなり。

丞せうは判官はんくわんなり。和訓わくんまつりごとびとといふ。たとへば中務丞なかつかきのせう、式部丞しきぶのせうなどのたぐひのごとし。惣そうじて八省はつしやうの判官はんくわんにはみな此字このじをか

く也。丞せうとはいづれにてもその官舎くわんしやのしたさばきをする職しやくなり。

判官はんくわんといふもの下みなこれにならへ。
録りやくは主典しゆてんなり。和訓わくんふんびとといふ。たとへば中務録なかつかきのりやく、式部録しきぶのりやくなどのたぐひのごとし。惣そうじて八省はつしやうの主典しゆてんには此字このじをかくなり。

これは執筆しつひ記録きらくの役やくなり。主典しゆてんといふもの下みなこれにならへ。

諸寮之歌三首

諸寮しよりやうとは和訓わくんもろくのつかさといふ。寮りやう

にも長官次官判官主典ちやうくわんじくわんはんくわんしゆてんの四部しよぶあり。

大舍人おほとねり。図書内蔵縫殿しよしょく内ざうぬひに。陰陽寮おんやうりやう。内匠大学ないしやうだいがく。雅楽うたも諸寮しよりやうぞ。

(5)

大舍人おほとねりは大舍人寮おほとねりやうの略りやくなり。左右さゆうあり。和訓わくんおほとねりのつかさといふ。昔むかしは八百人やっぴやくにんあり。此寮このりやうは中務省なかつかきしやうの被官ひくわんなり。宮中きやうちゆう驅使くしりつかひ。宿直しゆくぢき(との心) 供奉等くわんぷとうの事ことをつかさとる職しやく也。

図書しよしょは図書寮しよしょりやうの略りやくなり。和訓わくんふんのつかさといふ。此寮このりやうも同じおなく中務省なかつかきしやうの被官ひくわんにて物ものの本ほん、絵図えづの物もの、墨すみ、紙かみ、筆ふで、うつし物もの、仏像ぶつざう、経きやう、巻まきなどの事ことをも治しるなり。

内蔵ないざうは内蔵寮ないざうりやうの略りやく也。和訓わくんくらのつかさといふ。堀川ほりかわの西近衛にしこんゑの南なん、修理職しゆりしやくの東とうに立たつ。此寮このりやうも中務省なかつかきしやうの被官ひくわんにて内々うちうちの御蔵みくらに治しるものをつかさどる所也。御服御膳等ごふくごぜんの事ことをも知しよし也。

縫殿ぬひのりやうは縫殿寮ぬひのりやうりやうの略りやくなり。和訓わくんぬひどのつかさといふ。此寮このりやうも中務省なかつかきしやうの被官ひくわんにて女王にやうわ及内外いけいの命婦めいふ宮人みやうじんの名帳なまぢゆう考課かうか及衣服いふくをたちぬふことをつかさどる職也。

陰陽寮おんやうりやう、和訓わくんある人のいはいく。云い、ときひかんがふるつかさといふ。此寮このりやうも中務省なかつかきしやうの被官ひくわんなり。天文てんもんを相あし曆数れきすうをかんがへ風雲ふううんの気色けしきを奏聞そうもんする等の事ことをつかさどる職也。

内匠ないしやうは内匠寮ないしやうりやうの略也。或は和訓わくんうちのとくみのつかさといふとん。此寮このりやうも中務省なかつかきしやうの被官ひくわんにて小事せうじの工こうをつかさどる。仮令かじやうは几帳きちやう、屏風びやうぶ、車くるま、楊箱やなばこ、金銀銅鉄きんぎんどうてつの器うつは漆器しやくきなどの類たぐひをする也。

大学だいがくは大学寮だいがくりやうの略也。和訓わくんふんやのつかさといふ。二条にじゆうの南なん、朱雀しゆくしゃくの大路おほぢの東とう、神泉苑しんせんえんの西せいに立たつ。此寮このりやうは式部省しきぶしやうの被官ひくわんにして、天下てんかの学者がくしやをあつめてやしなふ所なり。則すなはち紀伝きでん明めい、経明きやうめい、法算ほふざん道の四道しだうの儒士じゆし出身しゆしんの寮りやうなり。菅家かんけ江家えけの大儒たいじゆその曹主そうしゆたり。しかれば格文きやくもんにも大学だいがくは才さいを尚たうの処ところ、賢けんを養やうふの地ちなり。天下てんかの優うたることことくま。

咸あま来り、海内かいだいの英ひいでたる並なら華なると見えたり。

雅楽うたは雅楽寮うたの略りやくなり。和訓わくんうたまひのつかさといふ。此寮このりやうは治部省ちよぶしやうの被官ひくわんにて、文武ぶんぶの雅曲がきく正舞せいぶ雜樂ざがく男女なんにんの楽人がくじん音声人おんしやうじんの名帳なまぢゆう試練しれん曲きよく課かする事等ことをつかさどる職なり。これらみな諸寮しよりやうとて四部しよぶの官人くわんにんあり、司しと寮りやうとの差別しやくべつを明あかすものなり。

玄番寮。諸陵主計。主税木工。大炊主殿も。諸寮也けり。
(6)

玄番寮は和訓ほうしまろうとのつかさと云。東西の大宮に立。此寮も治部省の被官にして異国人をもてなし、八宗十二宗の僧尼をも知る所なり。

諸陵は諸陵寮なり。和訓みさぎのつかさといふ。此寮も治部省の被官にして陵霊を祭り、喪葬の凶札等をつかさどる職なり。

主計は主計寮なり。和訓かぞふるつかさといふ。此寮は民部省の被官にして天下の調及雑物を計納て国用を支度し用度を勘勾ことをつかさどる職なり。

主税は主税寮なり。和訓ちからのつかさといふ。此寮も民部省の被官にして倉廩の出納諸国の田租春米碾碓等の事をつかさどる職也。

木工は木工寮なり。和訓こだくみのつかさといふ。二条の南、大宮の東。此寮は宮内省の被官にして、大工鍛冶、壁塗葺工、石切、瓦工等の頭也。しかれば宮構、木作及材を採等の事をつかさどる職なり。尤祓の具物の四座置、八座置、板机、切机、幣帛、串等迄も、これをするところなり。

大炊は大炊寮なり。和訓おほいのつかさといふ。此寮も宮内省の被官にして、諸国の春米雑穀の分給、諸司の食料等の事をつかさどる職なり。

主殿は主殿寮なり。和訓とのもりのつかさといふ。宮城の内、上東門の北にあり。此寮も宮内省の被官にして、禁中の殿庭を掃除し及燈燭、松柴、炭療等の事までをしる職也。これらの諸寮みな

頭助允属の四部ありて、又其下人もおほくつきしたがふと知べし。
左馬や右馬。掃部齋宮に。典薬や。兵庫も共に。諸寮なりけり。
(7)

左馬は左馬寮なり。或云和訓ひだりのむまやのつかさといふ。或云此寮は衛府の被官にして左の閑馬調習養、飼供御の乗具配給の殺草及飼部の戸口名籍年中の諸祭祓の馬等の事をつかさどる職なり。

右馬は右馬寮なり。或云和訓みぎのむまやのつかさといふ。つかさどり左馬寮に同じ。

掃部は掃部寮なり。和訓かにもりのつかさといふ。此寮は宮内省の被官にして薦蓆牀簀苦及鋪設洒掃。蒲藁葦簾等の事をつかさどる職なり。

齋宮是は伊勢の齋宮寮を略して云也。和訓いせのいつきのみやのつかさといふ。此寮には天子の御姫宮ものいみして伊勢大神宮につかへ給ふ所なり。

典薬これは典薬寮なり。和訓くすりのつかさといふ。此寮は宮城の内、談天門の北、左馬寮の東にありしとなり。此寮には諸の疾病を療じ及薬園等の事をつかさどる職なり。

兵庫は兵庫寮なり。和訓つはものくららのつかさといふ。兵庫の儀仗兵器安置の得所出納曝涼及事を受けて覆奏することをつかさどる職也。以上の寮どもみな四部の官人あり。

諸寮唐名之歌七首
これは右の諸寮の官名を唐の官によび合

大舎人の。唐名は宮圍。圖書は秘書。内蔵は倉部。少府ともいふ。 たるをいふ。 (8)

大舎人の唐名は宮圍とは、大舎人寮の唐名は宮圍局といふ也。
圖書は秘書とは図書寮の唐名を秘書省といふを略していふ也。
内蔵は倉部少府ともいふとは内蔵寮の唐名をば倉部とも少府とも二様にいふべしと也。

縫殿。尚衣。陰陽司天。又大史。内匠の唐名。少府なりけり。 (9)

縫殿尚衣とは縫殿寮の唐名は尚衣局と云とや。
陰陽司天また大史とは陰陽寮の唐名は司天台といひ、又は大史局ともいふとなり。
内匠の唐名少府とは内匠寮の唐名をば少府とよべと也。

大学の。唐名は国子。雅楽はまた。大楽玄蕃。鴻臚とぞいふ。 (10)

大学の唐名は国子とは大学寮の唐名は国子監といふと也。
雅楽はまた大楽とは雅楽寮の唐名をば大楽といふと也。
玄蕃鴻臚とぞいふとは玄蕃寮の唐名をば鴻臚寺といふとや。

諸陵の。唐名廟陵。主計こそ。金部度支。二唐名なれ。 (11)

諸陵の唐名廟陵とは諸陵寮の唐名をば廟陵署といふを略していふなり。
主計こそ金部度支二唐名とは主計寮の唐名をば金部ともいひ度支ともいふとなり。

主税には。倉部屯田。二唐名。木工は将作に。大炊大倉。屯田ともいふとなり。
主税には倉部屯田二唐名とは主税寮の唐名二つありて倉部ともいひ木工は将作とは木工寮は唐名を将作監といふなり。
大炊大倉とは大炊寮の唐名を大倉署といふを略していふ也。

主殿をば。唐名尚舎と。いふなれば。典薬大医。または尚薬。 (13)

主殿をば唐名尚舎といふとは主殿寮は尚舎局と唐名をいふと也。
典薬大医または尚薬とは典薬寮の唐名を大医署ともいひ、尚薬局とも云と也。

掃部をば。洒掃齋宮。唐名なし。左右馬典厩。兵庫武庫也。 (14)

掃部をば洒掃とは掃部寮は唐名洒掃署といふ也。
齋宮唐名なしとは齋宮は伊勢齋宮寮の事なり。これは伊勢大神宮のいつきのみやの事なれば、唐にはなき官名なり。されば配当の唐名なしと知るべし。賀茂の齋院も同然なり。

左右馬典廐とは左馬寮も右馬寮も両方ながら典廐を以て唐名とする也。

兵庫武庫なりとは兵庫寮の唐名を武庫署といふ也。

諸寮配当之歌一首 諸寮の長官次官判官主典にかく文字をしら

頭助や。允属にて。その音は。頭助允属。諸寮配当。

(15)

頭助は仮令ば大舍人寮の長官なれば大舍人頭とかき、次官なれば大舍人助といふ字をかくと也。
允属は大舍人允、大舍人属といふに此文字をかくとぞ。いづれの寮にても如此こころうべしとなり。

諸職同唐名之歌三首 諸職とは官の下に職の字を書程の官を

大膳の。唐名光祿。左右京。京兆馮翊。修理は匠作。

(16)

大膳は大膳職なり。和訓おほかしはでのつかさといふ。此職は宮城の内、待賢門の南の掖にありしと也。此職は宮内省の被官にして、諸国の調の雑物及もろくの膳部の事をつかさどる官なり。

唐名光祿とは大膳職の唐名なり。
左右京とは左京職、右京職也。和訓ひがしのみさとのつかさ、にしのみさとのつかさといふ。此職は京中の戸口名籍をしるし、万民を字養をし、所部を糺察し、孝義を貢奉し、田宅の雑徭良賤

の訴訟、市廛の度量、倉廩の租調、兵士の器械、道橋の過所、闌遺の雑物、僧尼等の名籍までもつかさどる職なり。

京兆馮翊は二つながら京職の唐名なり。

修理は修理職なり。和訓おさめつくるつかさといふ。此職は内裏修理造作の事奉行する職なり。諸のたくみ以下、此所にしたがふべし。

匠作は修理職の唐名なり。

三宮は。大皇太后。宮職に。皇太后宮。皇后宮職。(17)

太皇太后職は帝王の祖母公なり。和訓おほみきさののみやのつかさといふ。

皇太后宮は皇太后宮職なり。帝王の御母公なり。和訓おほみきさのみやのつかさとよむなり。

皇后宮職は帝王の御妻なり。和訓きさののみやのつかさといふ。此職中いづれも長官次官判官主典の四分ありて、宮々の御事をとりさばくものなり。

中宮の。職も諸職の。内なれば。春宮職も。唐名春坊。

(18)

中宮職は即皇后宮職なり。和訓なかのみやのつかさといふ。

春宮職は太子の宮の職分なり。和訓、はるのみやのつかさ、又は、まうけのみやのつかさ、みこのみやのつかさともいふ。此職にも

長官次官判官主典の四分ありて、太子の宮の事をつかさどる也。
唐名春坊とは春宮の唐名を春坊といふと也。太子の宮をば春に象

りてたつるよし也。

諸職配当之歌

これは右の職の字を付てよぶほどの官人配当する又字の沙汰なり。

諸職にて。下に書字は。大夫亮。大小進ぞ。属配当。

(19)

諸職とは右八の職中をいふ。

大夫は長官也。中宮大夫、大膳大夫等のごとし。

亮は次官なり。猶中宮亮、大膳亮などいふがごとし。

大小進は判官なり。中宮大進、少進等のたぐひ也。

属は中宮属、大膳属などいふ。八職ともにいづれも四部の文字、同じ儀なりとぞ。

諸司之歌二首

凡みな司といふものは助なし。三分あり。三分とは長官判官主典なり。

諸司は只。隼人囚獄に。織部また。正親内膳。造酒とこそ聞。

(20)

諸司とは下の哥にかけて十三司の官職を云。

隼人は隼人司なり。此司は兵部省の被官にして、和訓はやとん

のつかさといふ。隼人及名帳を檢校し、歌舞を教習ひ、犬吠

等の事をつかさとるなり。又、応天門の外左右に分陣す。

囚獄とは囚獄司なり。和訓ひとやのつかさといふ。此司は刑部省

の被官にして、獄を鞠て刑名を定め疑獄を決し、囚禁負を債等の事をつかさとる也。

織部は織部司なり。和訓にていふ。又は、をんべのつかさとも、をりべのつかさともいふ。此司は大蔵省の被官にして、錦綾細羅を織及雑の染もの等の事をつかさとるなり。

正親は正親司也。和訓也。又は、おほきんだちのつかさとも、おほきみのつかさともいふ。此司は宮内省の被官にして、親王諸王の名籍の事をつかさとる也。

内膳は内膳司也。和訓うちのかしはでのつかさといふ。此司は宮内省の被官にして天子の御膳を惣知り、進食先嘗る事をつかさとる也。

造酒は造酒司也。和訓さけのつかさとも、みきのつかさともいふ。此司も宮内省の被官にして、酒を作る所の職なり。酒屋を構へ酒壺を奉行する也。色々の酒清濁また醴酒とて一夜の内に造つたるを所々へまいらする也。天正年中までは天下の酒屋みな此司にしたがひけるとや。已上いづれも司といふときは、唯長官判官主典の三分のみなり。

采女また。主水東西。市主膳。主殿も主馬も。諸司の内也。

(21)

采女は采女司を略していふ和訓なり。此司も宮内省の被官にして、采女等の事を檢校する職なり。采女とは国郡の少領已上の姉妹及子女の形容端正なるを禁中に貢ずるもの也。

主水は主水司を略していふ和訓なり。又は、もどりのつかさとも、もうとのつかさともいふ。宮城の内、待賢門の南、大膳職の西にあり。此司も宮内省の被官にして、樽水饅粥及氷室の事をつかさとる

也。

東西市は東市司西市司を略していふ。和訓ひんがしのいちのつか

さ、にしのいちのつかさといふ。此司は左京右京東西の市の事を

管領する也。毎月十五日已前は東京に集り、十六日以後は

西京に集る。財宝よろづの雜物を買売する真偽をただす所なり。

主膳は主膳監なり。和訓かしはでのつかさといふ。禁中に准ずれば

内膳司のごとし。仍て近代は内膳の奉膳といふ官人、東宮の御膳

の事をも兼掌れるなり。

主殿は主殿署なり。和訓とのもづかさといふ。此司は東宮の湯沐

燈燭洒掃鋪設の事をつかさどる職なり。禁中に准ずれば、主殿掃部

の二寮を兼併たるに似たり。

主馬は主馬署なり。和訓むまのつかさとよむ。此司は東宮の乗馬、

鞍具の属を供進する事をつかさどる也。禁中に准ずれば左馬寮の

ごとし。監といふも署といふも文字はかきかゆれども、みな諸司の

ごとく、長官判官主典ありて同じく三分なり。

諸司唐名之歌五首 司は三分なり。正佑令史あり。

隼人布護。囚獄断獄。織部をば。織染といふ。唐名也

けり。 (22)

隼人布護とは隼人司の唐名を布護署といふなり。これを略していへ

り。囚獄断獄とは囚獄司の唐名を断獄署といふを略せり。

織部をば織染とは織部司の唐名をば織染署といふの略なり。

正親の。唐名宗正。内膳は。尚食造酒。唐名良醞。 (23)

正親の唐名宗正とは正親司を宗正寺と唐名をよぶ也とぞ。

内膳は尚食とは内膳司の唐名を尚食局といふ也。

造酒唐名良醞とは造酒司の唐名を良醞署といふ也。みな略し

ていふなり。

采女をば。采女主水の。唐名こそ。上林膳部。二唐名

なれ。 (24)

采女をば采女とは采女司の唐名をば采女署とよぶ也。

主水の唐名こそ上林膳部とは主水司の唐名をば上林署ともいひ、

或は膳部署とも二通にいふとなり。これも略していふ。

東西の。市を市令と。いふなれば。主膳の唐名。典膳

ぞかし。 (25)

東西の市を市令といふとは東市司の正と西市司の正との唐名は

東市令、西市令ともにみな市令とよぶ也。

主膳の唐名典膳とは主膳監の唐名をば典膳局といふなりと略して

いふ。

主殿をば。唐にその名を。よぶ時は。典設といふ。主馬

は廐牧。 (26)

主殿をば唐にその名をよぶ時は典設といふとは主殿署の唐名を

ば廐牧といふなり。

主馬は厩牧とは主馬署の唐名を厩牧署といふ也。略して云。

諸司配当之歌二首

諸司三分の長官判官主典の配当をいふ。

諸の司の下の配当は。正佑令史。三つにさだまる。

(27)

諸の司とは右の十三司をさしていふ。

下の配当とは司といふほどの司の下にある官人の長官判官主典の文字はみな此字を書なりと。下に出せり。

正はその司のかしら、長官をいふなり。

佑はその司の下さばきてなり。判官役をいふ。

令史はその司の執筆記録の人なり。主典役なり。

三にさだまるとは司の字を書ほどの官は、此三分の役人にさだまるとり知らせたるなり。

主典主馬。両の司の配当は。首の字になせ。佑令史也。

主典主馬。両の司の配当は首の字とは主殿の長官、主馬の長官等の

両司には、首の字を書よしなり。

佑令史とは佑は和訓まつりごと人なり。令史は和訓ふんびとよむ。

いづれも同じきなり。此等の字をかくこと、主殿、主馬の両司ともにかはらぬとなり。よくくこころうべし。

和歌職原鈔一終

和歌職原鈔 二

和歌職原鈔卷之二

衛府之歌三首

衛府といふは武官なり。左衛門府、右衛門府、左兵衛府、右兵衛府等をいふなり。

衛府はこれ。左右衛門の。唐名をば。金吾監門。二つなりけり。

(29)

近衛兵衛衛門の通称なり。近衛とは御垣ちかく衛りたてまつる役なるを以て、哥などにも、ちかきまもりとよめり。兵衛は中門をつかさどりて衛るなれば、これを中衛と号し、衛門は外門をまもる

によりて外衛と号す。哥にとの多とよむ。ともにこれを諸衛といふ。衛門は建春門東宜秋門西の外門をまほり、その内に宜陽、陰明の

二門は兵衛の陣なり。青鎖門東月花門西の内は近衛の陣なり。左右衛門とは左衛門府、右衛門府をいふ。

金吾監門二つとは右衛門府、左衛門府ともに唐名を金吾ともいひ監門ともいふとなり。

左右。兵衛も衛府の。内なれば。唐によぶ名は。武衛也けり。

左右兵衛とは左兵衛府、右兵衛府をいふ。

武衛なりけりとは左兵衛府も右兵衛府もすべて武衛を以て唐名とすといふ。

(30)

配当の。かみは督の字。すけは佐。ぜうは尉の字。志はさくはん衛府。(31)

配当のかみは督の字とは衛府の四部配当の文字には長官には督の字を付けて、左衛門の督、右衛門督と書べきなりとぞ。

すけは佐とは次官には佐の字を書て、左衛門佐、右衛門佐と書べきとなり。

ぜうは尉の字とは判官には左衛門尉、右衛門尉と書べきとなり。

志はさくはん衛府とは衛府の主典には左衛門志、右衛門志と書べし。これ衛府の官人に対してかくもじなりと知るべしと也

諸国配当之歌一首

諸国配当とは日本国六十余州にある
外官の事を云。国に四部あるなり。

かみは守に。すけは介なり。ぜうは掾。目はさくはんの。諸国配当。(32)

かみは守とはたとへば大和守、大和権守など云がごとし。長官には守の字をかくなり。

すけは介なりとはたとへば大和介、大和権介など書がごとし。次官には介の字也。

ぜうは掾々とはたとへば大和掾、大和少掾など書がごとし。判官には掾の字なり。

目はさくわんとは大和、大目、大和少、目など書がごとし。諸国配当とはいづれも此守、介、掾、目の字は受領の国づかさに書字なりと心得べしと也。

助佐亮介之歌三首

いづれもすけといふよみの字なり。官によりて書かゆると云事を知らせたり。

助の字をば。諸寮のすけに。書なれば。佐の字は衛府の。すけと知べし。(33)

助の字をば諸寮のすけに書とは寮といふほどの寮のすけには、大学寮、玄蕃寮等いづれも此助の字を書と知べし。

佐の字は衛府とは左衛門佐、右衛門佐、左兵衛佐、右兵衛佐等は、いづれもこの佐の字をかくべしと也。

配当の。かみは正の字。ぜうは佑。さくはんは。令史。諸司にすけなし。(34)

配当のかみは正の字とは諸司三分の配当には、たとへば隼人正、主水正など、正の字を書べしとなり。

ぜうは佑とは隼人佑、主水佑などいふ時は、佑の字をかけと也。さくわんは令史とは隼人令史、囚獄令史などいふに、此令史の字を用ゆべしと也。

亮の字は。諸職のすけに。書なれば。諸国のすけは。介の字ぞかし。(35)

亮の字は諸職のすけに書とは大膳亮、左京亮などには、此亮すけの字を書べしと也。

諸国のすけは介の字とは大和介、山城介などにはみなこの介のすけたるべし。

雜部之歌十二首

雜部とは太政大臣より檢非違使藏人等迄十
官ばかりまじへて哥に作る故に雜の部と云。

即闕の官は太政大臣。大臣ぞ。唐によぶ名は。相国といふ。
(36)

即闕の官は太政大臣とは令にも、太政大臣は師範二人一儀形
二、四海一無二其人、即闕云々。故云二即闕之官、有徳之
撰故、非二其人者常不任レ之、とあり。されば道明な
る有徳の人にあらずれば太政大臣にはなり給はぬとなり。和訓おほ
きおほいまうちぎみといふ。太政官は大炊の御門、壬生、宮城
の内、郁芳門の大路の北、美福門の西にあり。大臣已下、朝政を行
所なり。太政官は是社稷の鎮守、国家の管轄なり。主命を奉て号令
を施し姦偽を退て賢良を進め、百官の法るゆへん、即万民
の瞻仰するゆへん也。故に二儀の後に次、八省の前に居るといへ
り。
相国とは太政大臣の唐名をば相国といふとなり。

一のかみ。左大臣にて。唐名左府。右大臣こそ。右府
なりけれ。
(37)

一のかみ左大臣とは左大臣を一の上といふと也。左大臣は太政官の
長官、三公の内にして、太政大臣の次なり。和訓ひだりのおほ
まうちぎみといふ。左大臣の官は則太政官中の天下の政事
を統領とすべおさむる也。一の上といふに兩説あり。世の説には、
諸官の座第一の義にて、一上といふともいへり。是は太政大臣

の公事を行例まれなる故なるべし。又云、これは左大臣は上日
の第一といふ事より、一の上といふなり。上日とは昼の御番をつと
むるをいふ。よつて上の字は仕の心ありともいへり。詳にしる
さんも珍事ならねば略しぬ。

唐名左府とは左大臣の唐名を左府といふと也。
右大臣これも太政大臣の長官にして、左大臣の次なり。和訓み
ぎのおほいまうちぎみといふ。此官は左大臣たる人さしあひある
か、又は左大臣閑白などかけらるゝ事あれば、そのかはりめに
右大臣うけとりて、また一の上事を行ゝとなり。これを与奪
といふにや。さればつかさどる事、左大臣に同じき官なり。
右府とは右大臣の唐名右府といふと也。

令外とは。内大臣の官をいふ。唐によぶ名は。内府也
けり。
(38)

令外とはかずのほかのつかさとよむ。令とは物の本の名なり。その
令條に定らるゝ外の官をば令外の官といふ。
内大臣は令外の官なり。まだこの外にも中納言等ありて、令外の官
といふなり。内大臣は和訓或はうちのおほいまうちぎみといふとぞ。
内府とは内大臣の唐名を内府といふと也。

大將を。左右にしても。唐名をば。大樹幕府の。二と
ぞ聞。
(39)

大將とは左近衛大將、右近衛大將をいふ。或云、和訓ひだり
のちかきまもりのおほいさのきみ、みぎりのちかきまもりのお

ほろいくさのきみとよむとぞ。武官第一の長官にして、文官の大臣と大方同等の重職なり。此職に居る人はもろくの宿衛の禁軍をすべおさむる役なり。宿衛は内廡及城門に宿衛するをいふ。大樹幕府の二つとは左大将にても右大将にても唐名は同じく大樹といひ、幕府ともいひ、亦是幕下ともいふとなり。

大納言。唐名は垂相。中納言。黄門なれば。参議相公。

大納言唐名は垂相とは垂相を以て大納言の唐名とするなり。大納言は和訓おほいものまうしのつかさといふ。太政大臣の次官にして庶事を参議、宣旨を敷奏し侍従し、献替することをつかさどる也。尤公事の上卿として、その奉行をもつとめらるゝ役なり。中納言黄門とは中納言の唐名をば、則黄門といふ也。和訓なかのものまうしのつかさといふ。大納言同前に上卿などをつとむる官也。参議相公とは相公を以て参議職の唐名とする也。また宰相ともいふ。和訓おほいまつりごとびといふ。これは正官にはあらず、太政官中の天下の事を参り議るといふ心也。才徳有人ならではむかしはならぬ事なりしとなり。

中将の。唐名は羽林。中将将。二つありとも。兼て知べし。

羽林中將二つとは中将の唐名を羽林ともいひ、中將将ともいふ。中将の官は大將のさし次の官なり。或云、和訓なかのいくさの

きみと。武官にして天子近習の官也。

少將は。羽林次將に。少公の。二唐名とも。かねて知るべし。

羽林次將に少公とは少將の唐名をば羽林次將ともいひ、又は少公ともいふとなり。或云、和訓すなひいくさのきみといふ也と。つかざどり大かた中將に同じ。

侍従をば。拾遺補闕と。いふなれば。將監はたゞ。唐名校尉ぞ。

侍従は八人あり。八人の内三人は少納言を兼任す。大中納言、参議已上も兼任の例あり。拾遺補闕を以て唐名とす。和訓おもとびととも、おほとびとともいふ。つねに天子の御そばに侍て遺忘を拾掇し、闕失を補益するの役也。美福門の東。腋に居所ありしと云ん。

將監は校尉を以て唐名とする也。或云、和訓いくさのきみのまつりごと人なりとぞ。此官は大將の下の判官にして、兵仗の家のとりさばきをする役なり。

少納言。唐名は給事。中といふ。外記も外史と。よぶべかりけり。

少納言は給事中を以て唐名とす。和訓すなひもの申のつかさといふ。此官は大中納言の下にゐて少事を治る職也。いま天子の

玉印をつかさどり、をしつかはす役也。いにしへは駟路の鈴をもつかさどりしとなり。尤侍従をかけて近習の役なり。されば遺たるを拾ひ、闕たるを補ふ任なりとかや。外記は太政官の内、外記局にあり。外史を以て唐名とする也。和訓とのしるすつかさといふ。凡此官は太政官の天下の文書をつかさどり、宣旨などを書役なり。

弁はたゞ。左右大中。少ともに。もろこしの名は。尚書なりけり。弁はたゞ左右大中少とは左大弁、右大弁、左中弁、右中弁、左少弁、右少弁、権弁として、七弁ある事をいふなり。和訓おほみかうふりのつかさといふ。少納言と同じく、太政官中の天下の公事を執行ところの役也。

尚書とは七弁官ともに唐名をみな尚書といふなり。

内記をば。柱下監物。城門や。彈正霜台。または憲台。

内記は柱下を以て唐名とする也。和訓うちのしるすつかさといふ。中務省の被官にして、別に内記局ありて、常に爰に居れり。凡此官は詔勅、宣命、上下諸人の位記等を草書する文筆の役なり。監物城門とは監物の唐名を城門郎といふを略したるもの也。和訓おろしものゝつかさといふ。又よとみとも訓ず。此官は錠鑰をつかさどる役なり。又下にも役人等あり。彈正は彈正台の略なり。唐名を一は霜台といひ、一は憲台とい

ふとぞ。台といふは、うてなにして、即官舎の事也。尤長官次官判官主典の四分有。下に見えたり。和訓たゞすつかさといふ。此官は凡天下の風俗を肅清し、内外の非違を糺議奏ことをつかさどる也。

勘解由をば。唐名勾勘。檢非違使は。使庁蔵人。侍中とも知。

勘解由は勘解由使なり。勾勘を以て唐名とす。これはあながち唐名にあらず。義を取ていふ異名となり。和訓とくるよしかんがふるつかさといふ。此官は凡日本国中の年貢の未進を勘定する役なり。四分あり。

檢非違使は使庁とは檢非違使庁を略して使庁といふ、これを異名とす。これもまた唐名にあらず。凡此官は国家の枢機として、法度の出る所なり。別当已下の官職ありて、その下づかさまたおほくある也。

蔵人は蔵人所の略也。侍中を以て唐名とす。別当頭已下の職あり。をよそ蔵人は天子御近習の役にして、禁中の諸事をつかさどる任なり。

已上四拾六首終

(いまにし ゆういちろう・九州大学教授)